

八洲学園大学における競争的資金の間接経費の使用に関する方針

令和5年10月20日策定

1. 趣旨

八洲学園大学（以下、「本学」という。）における競争的資金の間接経費について、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保するために、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）（以下、「共通指針」という。）に基づき、使用に関する基本方針を定める。

2. 定義

（１）「競争的資金」とは、文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度に基づく公募型の研究資金をいう。

（２）「配分機関」とは、競争的資金の制度を運営し、競争的資金を研究機関又は研究者に配分する機関をいう。

（３）「被配分機関」とは、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者の所属する研究機関をいう。

（４）「直接経費」とは、競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費をいう。

（５）「間接経費」とは、直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費をいう。

3. 間接経費運用の運用方針

間接経費の使用に当たっては、学長の責任の下、本方針に則り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する。なお、複数の競争的資金を獲得した場合は、それらの競争的資金に伴う間接経費をまとめて効率的かつ柔軟に使用する。

4. 間接経費の額

間接経費の額は、原則として直接経費の30%に当たる額とする。ただし配分機関による特別な定めがある場合はそれに従う。

5. 間接経費の使途

間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や、本学全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当することとし、具体的な使途は共通指針の別表1に準ずる。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

6. 配分機関への報告

学長は、証拠書類を適切に保管した上で、毎年度の間接経費使用実績等を指定された期日までに配分機関に提出する。ただし、報告不要の配分機関に対してはこの限りではない。

7. 改廃

本方針の改廃は学長が定める。

附 則

この基本方針は、令和5年10月20日から施行する。